

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年 7 月 21 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500989 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600089 号

第1 結論

請求者のA社における昭和47年10月1日から昭和48年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和47年10月から昭和48年9月までの標準報酬月額については、8万円から9万2,000円とする。

昭和47年10月から昭和48年9月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年10月1日から昭和48年10月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた請求期間の標準報酬月額は8万円とされているが、B厚生年金基金の標準給与月額9万2,000円が正しいと思われる所以、調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に昭和47年10月の定時決定の記録はなく、オンライン記録により、昭和46年10月の定時決定における標準報酬月額（8万円）が引き続き適用されていることが確認できる。

一方、A社を設立事業所とするB厚生年金基金から提出された請求者に係る異動記録マスターにより、請求者の請求期間に係る標準給与月額は、昭和47年10月の定時決定において9万2,000円とされていることが確認できる。

また、被保険者名簿において、昭和47年の算定基礎届の対象者23人（随時改定の該当者を除く）に係る定時決定記録を確認したところ、請求者を含む4人は当該記録の記載がなく、19人（従前の標準報酬月額と同額の者を含む）は当該記録の記載が認められ、このうち17人の記録はB厚生年金基金の標準給与月額と一致している（残る2人の標準給与月額記録は保管されていない）。

さらに、上記23人に係る昭和45年、昭和46年及び昭和48年の定時決定記録については、

いずれの年においてもB厚生年金基金の標準給与月額と一致している。

加えて、事業主及びB厚生年金基金は、請求期間当時、社会保険事務所（当時）及び同基金に対して提出する算定基礎届の様式は記載内容が転写される複写式であり、社会保険事務所及び同基金に対して当該届書を提出していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和47年の定時決定に際し、B厚生年金基金と同一内容の算定基礎届を社会保険事務所に対して提出していたと推認でき、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、請求者が主張する標準報酬月額であったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を9万2,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1501054 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600090 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 52 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 4 月 3 日から昭和 52 年 1 月 31 日まで、A社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同日となっているのは誤りである。資格喪失日を昭和 52 年 2 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 52 年 1 月 31 日まで、A社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社は、請求期間当時の人事及び給与に関する書類を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、請求者が請求期間当時、A社において社会保険事務の責任者であったとする者は既に死亡しているため、請求者に係る退職の手続事務等について確認することができないほか、請求期間当時 A 社に勤務していたことが確認できる複数の同僚に照会したところ、請求者が同社に勤務していたことを覚えていると回答した者が確認できるものの、請求者の退職日については具体的な回答を得られなかった。

さらに、雇用保険の加入記録により、請求者のA社における離職日は、請求期間より前の昭和 52 年 1 月 25 日となっていることが確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿には、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、遡及して訂正されるなどの不自然な形跡はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。